



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第 37号

令和 4 年 1 月 5 日

～ IV-34 特定症状が確認された場合の早期通報
並びに出荷及び移動の停止

2022



あけましておめでとうございます。県南家畜保健衛生所です。
今回は、「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の
停止」です。

(基準本文)

34 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。



どんな場合に家畜保健衛生所に連絡が必要か覚えておるかな？



怖いから、従業員も含めてしっかり勉強しているよ。

- ① 鶏舎ごとに、1日の死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍以上のとき
- ② 自主的なインフルエンザの検査などで陽性が確認されたとき
・・・だよね。



そのとおりじゃ！
複雑な気持ちじゃろうが、万が一の場合に、**周辺に広がらない対策を早くするために、すぐに連絡**を頼むぞ。
それから、そういう場合は、**確認が終わるまで、農場から何も出さないこと、検査に使うかもしれないので、死んだ鶏も処分しない**よう気をつけてほしいんじゃ。



農場から出さない、だね。気を付けるよ。
検査が必要かどうかわかるまで、死体を処分しないように従業員にもう一度伝えておくよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

